

Column

住宅ローン減税について

住宅ローン減税制度は、住宅ローンを借り入れて住宅を取得する場合に、取得者の金利負担を軽減を図る為の制度です。毎年末の住宅ローン残高の1%が10年間に渡り所得税の額から控除されます。(ただし、年間に控除できる限度額あり)。また、所得税から控除しきれない場合には、住民税からも一部控除されます。この住宅ローン減税制度は、平成26年4月からの消費税率の引き上げに合わせて、右表の通り大幅に拡充されます。なお、申請は、住宅ローンを借り入れるものが、個人単位で申請します。入居した年の翌年の確定申告時に申請が必要となりますので、申請し忘れに注意しなければなりません。また、住宅ローン減税は、新築住宅だけでなく中古住宅も対象となります。増築や一定規模以上の修繕・模様替え、省エネ・パブリック改修なども、100万円以上の工事費の場合は対象になります。

適用期日	～平成26年3月	平成26年4月～平成29年末
最大控除額 (10年間合計)	200万円 (20万円×10年)	400万円 (40万円×10年)
控除率、控除期間	1%、10年間	1%、10年間
住民税からの控除上限額	9.75万円/年 (前年課税所得×5%)	13.65万円/年 (前年課税所得×5%)
主な要件	①床面積が50㎡以上であること。 ②借入金の償還期間が10年以上であること	

※平成26年4月以降でも経過措置により5%の消費税率が適用される場合や消費税が非課税とされる中古住宅の個人売買などは平成26年3月までの措置を適用。
 ※長期優良住宅、低炭素住宅の場合はそれぞれ300万円(～平成26年3月)、500万円(平成26年4月～平成29年)

※出典 国交省「すまいの給付金サイト」より

今月の一棟：新座市K様邸



Information

○モデルハウスオープンイベント

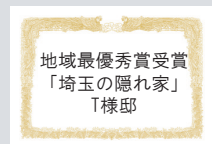


※期間限定！！

■開催予定
 日時：11月9日(土)10日(日)
 10:00～17:00
 ※土日共に10時から
 場所：川越市の場にて
 仕様：低炭素住宅
 ※詳細は弊社ホームページにて
 ご確認をお願い致します。

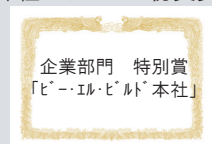
○「LIXILメンバーズコンテスト2013入賞」

☆☆今年で3年連続地域最優秀賞受賞☆☆



○「川越市グリーンカーテンコンテスト特別賞受賞」

☆☆川越市のコンテストで弊社グリーンカーテン初受賞☆☆



より良い住空間を創造する
株式会社ビー・エル・ビルド

■建設業登録/国土交通大臣許可(般-20)第20428号 ■ビルド一級建築士事務所/知事登録(6)第1731号
 ■住宅性能保証制度登録/登録番号21015059

お問い合わせ先
 (株)ビー・エル・ビルド
 〒350-1175川越市笠幡210
 TEL:049-233-4441 FAX:049-233-4446
 E-mail:kikakusitu@blbuild.co.jp